

資金繰りに悩まれている小規模企業者の皆様へ

企業経営の安定強化及び合理化のため
円滑な長期資金の融通を支援します！

小規模企業支援資金

こんな目的に活用できる資金です！



◆ 店舗改装や機械設備の導入・更新を行い、事業の維持・発展につながるためのもの

◆ 仕入資金や人件費などの運転資金を確保し、安定した事業運営につながるためのもの



融 資 対 象

● 小規模企業者のうち、健全な経営の維持発展が見込まれるもの

小規模企業者の 範囲	業 種	資本の額又は出資の総額
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業	5 人 以 下
	うち宿泊業・娯楽業※	2 0 人 以 下
	そ の 他 の 業 種	2 0 人 以 下

※中小企業信用保険法施行令第1条の2で定める業種

融資限度額

4,000万円

※中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき市町長の認定を受けたものは8,000万円

融資期間

10年以内

(据置期間2年以内)

融資利率

5年以内 2.3%

5年超 2.4%

※責任共有制度対象外の場合、
上記利率から△0.2%

保証料率

すべて保証付き

0.34~1.76%

融資の御相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金等)

資金全般のお問合せ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は 山口県経営金融課

お問い合わせ先：山口県産業労働部経営金融課金融支援班

E-mail : fin-3188@pref.yamaguchi.lg.jp TEL : 083-933-3188